

「令和4年度 池田町 国保はつらつ健康スタンプ事業」のお知らせ

～ 池田町 国保はつらつ健康スタンプ事業とは？ ～

国民健康保険に加入している皆さんが、自分の健康状態を把握し、健康増進に積極的に取り組むための応援事業です。健康診断を受け、健康づくりや介護予防等に取り組むことにより、スタンプ(ポイント)が集まり、町内の商品券取扱店で使用できる商品券(1,000円)と交換することができます。

(1) 健康福祉課の窓口で、「スタンプカード」を受け取りましょう。

健康づくり、介護予防のために、具体的な目標(数値で評価できるもの)を立て、スタンプカードに記入しましょう。

対象者 20歳以上(平成15年4月1日以前に生まれた者)の国民健康保険に加入している者
【令和4年4月1日から商品券交換までの間に国民健康保険の加入期間がある者を含む】

(2) スタンプ(ポイント)を集めましょう。

下表のポイントが付きます。健康診断を受けること・健診結果を提出することは、必須です。その他は、自分で選択して、取り組みましょう。

令和4年度の取組の内容	ポイント
【必須】 ① 健康診断を受ける(人間ドック、町の健診、医療機関での健診、職場健診、検査結果提出代行等) ② 町健康福祉課へ健診結果を提出する ただし、令和5年1月から令和5年3月までの間に受診予定の場合は、前年度(令和3年度)の健診結果を提出することで、ポイントを取得できます。令和4年度の健診結果については、お手元に届き次第、ご提出ください。	① 健康診断 5ポイント ② 結果提出 5ポイント
がん検診(人間ドックで実施したものを含む) 【胃・大腸・肺・前立腺・子宮・乳房 等】 医療機関等での受診の場合は、領収書・結果等をお持ちください。 町の検診を受診する場合は、検診の際にカードをお持ちください。	回数に関わらず、2ポイント
歯科検診(歯周病検診) 領収書・結果等をお持ちください。	回数に関わらず、2ポイント
健康づくり・介護予防を目的とする、町健康福祉課主催の教室・講演会等に参加(詳細は、裏面参照)	1つにつき1ポイント
自主的に目標を設定して、長期的に健康づくりに取り組む	3ヶ月継続で、1ポイント

(3) 15ポイント以上集まったら、健康福祉課の窓口で、商品券(1,000円)と交換しましょう。

【交換期間】令和4年9月1日(木)～令和5年1月31日(火)

- ・15ポイント以上集まったら、健康福祉課窓口で、商品券(1,000円)と交換できます。
- ・ポイントと当初に立てた目標の達成状況を確認しますので、スタンプカードをお持ちください。
- ・交換は1人につき、1回です。
- ・商品券は、町内の商品券取扱店で使用できます。交換時に、取扱店の一覧表をお渡しします。

商品券の使用期間 令和4年9月1日(木)～令和5年2月28日(火)

※「池田町 国保はつらつ健康スタンプ事業」は、国民健康保険加入者を対象とした事業です。
他の健康保険に加入されている方は、参加できません。

健康づくり・介護予防を目的とする、健康福祉課主催の教室・講演会等

詳細につきましては、広報いけだ、防災行政無線等でご確認いただくか、健康福祉課へお問い合わせください。感染症拡大防止のため、変更・中止になる場合があります。

事業名
いきいきクラブ
からだを動かす教室(月曜会・火曜会・木曜会)
アクアエクササイズ (大町スイミングスクール・松香荘)
インターバル速歩
介護予防講演会
各種学習会 バランス食の学習会、腎を守る教室、血管を守る教室、健康教室 等
各地区での健康教室・のびのびゴム体操
認知症を考える講演会・映画上映会
認知症サポーター養成講座

この表は、令和4年4月時点のものです。この表にない事業(新規事業等)であっても、健康づくり・介護予防に関するものは該当になります。

【お問い合わせ先】

池田町役場 健康福祉課 健康増進係
(池田町総合福祉センター やすらぎの郷 内)
電話 0261-61-5000
平日 8時30分～17時15分